

様式第3号(第6条関係)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)

草津市長

様

草津市
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	〒 電話 () -

2. 申請者が属する世帯の状況

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和4年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R4.1以降 家計急変が あった者
1	(申請者)	本人			
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)*※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) 【※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。】
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 代理店 支店コード	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい) ※		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1			

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市人とくらしのサポートセンター(TEL:077-561-0189)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

代理人が申請(請求)・受給する場合				
代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の〔申請(請求)・受給〕を委任します。 <small>※法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。</small>			世帯主氏名	署名(または記名押印) (印)

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
 ※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
 ① ア 新型コロナウイルスの影響による収入の減少がある世帯であり、世帯の全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
 (注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

② 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。

給付金(家計急変世帯分)は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。

③ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑤ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。

草津市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本市が定める日までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。

⑦ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類

『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※世帯主本人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
 ※代理人が申請(請求)受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)もご用意ください。
 ※代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料もご同封ください。

『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。

(令和4年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附表の写し(コピー)』

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)

『任意の1か月の収入』の状況を確認できる書類の写し(コピー)
※申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 世帯主氏名

様式第4号

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記に該当する場合にはチェック(☑)してください。

□ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

Table with columns for name, number of dependents, tax status, disaster relief, income reduction month, income type (A, B, C), total income (D), annual income (E), and non-taxable income limit (F). Rows 1-5 are for family members.

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。
② 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

Table with 2 columns: Income type (給与収入, 事業収入又は不動産収入, 年金収入) and instructions for reporting.

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

Table showing non-taxable income limits based on the number of dependents: 親身又は扶養親族がない場合 (970,000円), 配偶者・扶養親族(1名) (1,479,000円), etc.

※これを超える場合は、上記の〈早見表1〉の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①表面の【A】の額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②表面の【A】の額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③表面の【A】の額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④表面の【A】の額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①表面の【B】の事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	420,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	929,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,249,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,569,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,889,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000円

※これを超える場合は、上記の〈早見表2〉の被扶養者の人数に応じた区分を適用

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月19日から施行し、改正後の草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱の規定は、令和4年6月1日から適用する。

(基準日以前に提出があった場合の取扱い)

2 第3条の支給対象者および第6条の支給の方式について、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯への給付および家計急変世帯に対する給付のうち令和4年5月31日において既に申請書を提出している分については、なお従前の取扱いによることとする。

(令和4年7月19日揭示済み)

草津市告示第233号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までにあった住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求および第11条の2第1項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、当該請求にあつては同法第11条第3項の規定により、当該申出にあつては同法第11条の2第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年7月20日

草津市長 橋川 渉

(1) 国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

国または地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため	令和3年4月20日	平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた日本人男女

(2) 個人または法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

申出者の氏名 (申出者が法人の場合にあつては、その名称および代表者または管理人の氏名)	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社会長 境克彦	「2021年全国放送サービス接触動向調査（テレビ・ラジオなどがどのように見聞きされているかをおたずねする調査）」実施のための対象者抽出（NHK放送文化研究所 世論調査部）	令和3年4月21日	西渋川2丁目に住む平成26年12月31日までに生まれた日本人男女
一般社団法人新情報センター事務局長 山本恭久	総務省統計局の実施する「家計消費状況調査」に伴う対象者抽出（総務省統計局）	令和3年6月8日	野村1丁目・3丁目に住む16歳以上の日本人男女
一般社団法人中央調査社会長 境克彦	「日常生活に関するアンケート」（生活者1万人アンケート）実施のための対象者抽出（株式会社野村総合研究所）	令和3年6月10日	東矢倉3丁目に住む昭和16年7月1日から平成18年6月30日までに生まれた日本人男女
一般社団法人中央調査社会長 境克彦	日本放送協会（NHK）が実施する「受信契約状況実態調査（調査票タイトル：テレビ放送に関するアンケート）」の対象者抽出（NHK営業局計画管理部）	令和3年6月10日	西大路町、上笠2丁目・3丁目に住む平成15年7月31日までに生まれた日本人男女
一般社団法人輿論科学協会理事長 井田潤治	総務省が毎年実施する通信利用動向調査（統計法に基づく一般統計調査）の標本抽出（総務省）	令和3年7月14日	矢倉2丁目、矢橋町、南草津1丁目、下笠町に住む平成13年4月1日までに生まれた日本人男女

一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「2021年9月東京オリンピック・パラリンピックに関する調査」実施のための対象者抽出 (NHK放送文化研究所 世論調査部)	令和3年 7月28日	南草津2丁目に住む平成13年12月31日までに生まれた日本人男女	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本恭久	総務省統計局の実施する「家計消費状況調査」に伴う対象者抽出 (総務省統計局)	令和3年 10月6日	平井5丁目に住む平成17年4月1日までに生まれた日本人男女
株式会社 地域社会研究所 代表取締役社長 大橋浩	「人権に関する県民意識調査」実施のための対象者抽出 (滋賀県知事)	令和3年 8月3日	青地町、野路9丁目、笠山4丁目に住む平成15年3月31日までに生まれた外国人男女	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	内閣官房が実施する「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」(人々のつながりに関する基礎調査)対象者抽出のため (内閣官房 孤独・孤立対策担当室)	令和3年 10月7日	野路1丁目に住む平成17年11月30日までに生まれた男女
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	「第8回 勤労生活に関する調査」の対象者抽出 (独立行政法人 労働政策研究・研究機構)	令和3年 8月17日	上笠4丁目に住む平成13年8月31日までに生まれた日本人男女	一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「住民意識調査」の実施のための対象者抽出 (株式会社 時事通信社 大阪支社)	令和3年 10月14日	追分3丁目に住む平成13年10月31日までに生まれた日本人男女
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	「生活意識に関するアンケート調査」(第88回)の対象者抽出 (日本銀行 情報サービス局)	令和3年 8月17日	橋岡町に住む平成13年10月31日までに生まれた日本人男女	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本恭久	ゲーム障害(依存)に関する全国標準サンプリング調査の対象者抽出 (お茶の水女子大学)	令和3年 10月26日	野村5丁目・6丁目に住む昭和36年12月1日から平成23年11月30日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「全国メディア意識世論調査(メディア利用についておたずねする調査)」実施のための対象者抽出 (NHK放送文化研究所 世論調査部)	令和3年 8月26日	南笠町に住む平成17年9月30日までに生まれた日本人男女	一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「令和3年度 国語に関する世論調査」実施のための対象者抽出 (文化庁 国語課)	令和3年 12月7日	野路東4丁目2番~15番に住む平成17年12月31日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「健康・医療に関する国際比較調査」実施のための対象者抽出 (NHK放送文化研究所 世論調査部)	令和3年 8月26日	青地町に住む平成15年12月31日までに生まれた日本人男女	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	「生活意識に関するアンケート調査」(第89回)の対象者抽出 (日本銀行 情報サービス局)	令和3年 12月9日	野路1丁目に住む平成14年1月31日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「新型コロナウイルス感染症に関する世論調査」実施のための対象者抽出 (NHK放送文化研究所 世論調査部)	令和3年 8月26日	山寺町に住む平成15年10月31日までに生まれた日本人男女	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本恭久	総務省統計局の実施する「家計消費状況調査」に伴う対象者抽出 (総務省統計局)	令和4年 1月26日	西渋川2丁目に住む平成18年4月1日までに生まれた日本人男女

一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「宝くじに関する 世論調査」の実施 のための対象者抽出 (一般財団法人 日本宝くじ協会)	令和4年 2月3日	桜ヶ丘4丁 目1番~15 番に住む平 成16年3月 31日までに 生まれた日 本人男女
株式会社 エム・アール ビジネス 代表取締役 櫛谷忠則	「第13回大都市交 通センサス」の調 査対象者抽出 (株式会社日本能 率協会総合研究 所)	令和4年 2月15日	岡本町、青 地町、追分 4丁目に住 む平成28年 12月1日ま でに生まれ た日本人男 女
株式会社 日本リサーチ センター 代表取締役社 長 杉原領治	「2022年度全国個 人視聴率調査」の 対象者抽出 (NHK放送文化研 究所 世論調査 部)	令和4年 3月17日	下笠町に住 む平成27年 12月31日ま でに生まれ た日本人男 女

(令和4年7月20日揭示済み)

草津市告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための施術者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年7月21日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
石原 智章	草津市西大路町 8番28-801号	令和4年6月30日

(令和4年7月21日揭示済み)

草津市告示第235号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための施術者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出がありましたので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年7月21日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
石原 智章	草津市西大路町 8番28-801号	令和4年6月30日

(令和4年7月21日揭示済み)

草津市告示第236号

草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年7月21日

草津市長 橋川 渉

草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の公共空間をガーデニングにより整備し、うるおいと安らぎを感じることができるまちづくりを推進するため、市民ボランティア団体として組織された草津市ガーデニングサークルが行うガーデニング活動に要する経費に対し、予算の範囲内において草津市ガーデニングサークル活動補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、草津市ガー

デニングサークルグラッシー（以下「サークル」という。）とする。

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 草津駅前東口デッキおよび南草津駅東山道記念公園のコミュニティガーデンの整備および維持管理に要する経費

(2) サークル会員の技術の向上および新規会員の募集を目的として行う事業に要する経費

(3) サークル運営に要する経費

（実績報告）

第4条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、提出期限は、事業の完了の日から30日以内または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い日とする。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認めるもの

（書類の整理）

第5条 サークルは、事業に係る経費の支出を明らかにした帳簿、証拠書類その他関係書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿、証拠書類その他関係書類は、事業の終了する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年7月21日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、効力を失う。ただし、第5条の規定は、なお効力を有する。

（令和4年7月21日揭示済み）

草津市告示第237号

（仮称）草津市道路整備プログラム策定懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和4年7月27日

草津市長 橋 川 渉

（仮称）草津市道路整備プログラム策定懇話会開催要綱

（目的）

第1条 この要綱は、（仮称）草津市道路整備プログラム策定懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、草津市内の都市計画道路を対象として、計画期間内の未整備路線および区間の整備の優先度を示す（仮称）草津市道路整備プログラムの策定に必要な事項について、意見を交換することを目的とする。

（懇話会の委員）

第2条 懇話会は、委員は5人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 滋賀国道事務所計画課長

(3) 滋賀県南部土木事務所道路計画第一課長

(4) 滋賀県警察（滋賀県警察本部交通部交通規制課交通調査官および草津警察署交通第一課長に限る）

（役割）

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

(1) （仮称）草津市道路整備プログラムの策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（座長および副座長）

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長および副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することがで

きる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、建設部道路課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は令和4年7月27日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、(仮称)草津市道路整備プログラムの策定が完了した日限り、その効力を失う。

(令和4年7月27日揭示済み)

草津市告示第238号

住民票の職権削除について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条ならびに住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条および第12条第1項の規定により、次の者の住民票を削除したが、次の者に通知することが困難であるため、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年7月28日

草津市長 橋川 渉

住 所	氏 名
草津市橋岡町37番地2	坂元 徹

(令和4年7月28日揭示済み)

草津市告示第239号

草津市住宅マスタープラン等検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年8月1日

草津市長 橋川 渉

草津市住宅マスタープラン等検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市住宅マスタープラン等検討委員会設置要綱(平成23年草津市告示第59号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

草津市住生活基本計画検討委員会設置要綱

第1条中「草津市住宅マスタープランおよび草津市公営住宅等長寿命化計画(以下「草津市住宅マスタープラン等」という。)」および「草津市住宅マスタープラン等」を「草津市住生活基本計画」に改める。

第2条中「草津市住宅マスタープラン等」を「草津市住生活基本計画」に改める。

第3条第2項中「草津市住宅マスタープラン等」を「草津市住生活基本計画」に改め、同条第3項中「および副委員長」を削り、「それぞれ市長が指名する」を「都市計画部建築政策課長をもって充てる」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「副委員長が委員長の職務を行う」を「あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削る。

第4条第2項を次のように改める。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

第4条第3項を削る。

第5条中「建設部住宅課」を「都市計画部建築政策課」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条第1項関係)

委 員
危機管理課長
まちづくり協働課長
環境政策課長
温暖化対策室長
健康福祉政策課長
人とくらしのサポートセンター所長
生活支援課長
障害福祉課長
地域保健課長
長寿いきがい課長
介護保険課長
子ども・若者政策課長
子ども家庭・若者課長

都市計画課長
都市地域戦略課長
交通政策課長
開発調整課長
建築政策課長
河川課長
公園緑地課長
住宅課長

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(令和4年8月1日揭示済み)

草津市告示第240号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 市・県民税督促状 | 6 件 |
| (2) 軽自動車税督促状 | 23件 |
| (3) 市県民税特別徴収督促状 | 1 件 |
| (4) 差押調書（謄本） | 1 件 |
| (5) 配当計算書（謄本） | 2 件 |

計33件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年8月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

Table with 4 columns: No., Name, Address, and Tax Status. Lists 23 individuals and companies with their respective addresses and tax periods.

市県民税特別徴収督促状 公示送達者名簿

Table with 4 columns: No., Name, Address, and Date. Lists 1 company (ケイムズ) with address and date (令和4年 5月分).

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

Table with 4 columns: No., Name, Address, and Date. Lists 1 company (レーベン館 株式会社) with address and date (令和4年 6月14日).

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

Table with 4 columns: No., Name, Address, and Date. Lists 2 companies (加藤 ケイ and レーベン館 株式会社) with addresses and dates.

(令和4年8月1日揭示済み)

草津市告示第241号

草津PAと連携した拠点整備基本構想策定検討会開催要綱を次のとおり制定する。

令和4年8月2日

草津市長 橋川 渉

草津PAと連携した拠点整備基本構想策定検討会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草津PAと連携した拠点整備基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するにあたり、意見、助言等を求めるため、草津PAと連携した拠点整備基本構想策定検討会(以下「検討会」という。)の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討会の委員)

第2条 検討会の委員(以下「委員」という。)は、

次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
(2) 関係する事業者を代表する者
(3) 関係する地域住民を代表する者
(4) 関係行政機関の職員
(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(会長および副会長)

第4条 検討会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、検討会の進行を行う。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 検討会は、検討会の運営に必要があると認めるときは、アドバイザーとして委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第6条 検討会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 検討会は、その円滑な運営を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、検討会に付議する事項について、協議または検討を行う。

(庶務)

第8条 検討会および作業部会の庶務は、都市計画部都市地域戦略課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

(令和4年8月2日揭示済み)

草津市告示第242号

草津市農地利用効率化等支援交付金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市農地利用効率化等支援交付金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、人・農地プランに位置付けられた経営体等に対し、生産の効率化への取組等に必要となる機械・施設の導入を支援し、農業の成長産業化や所得の増大を図るため、農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号

農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設(以下「機械等」という。)の導入等を支援するため、その事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において、草津市農地利用効率化等支援交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)、実施要綱および滋賀県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱(令和4年4月20日付け滋み農第45号滋賀県農政水産部長通知)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2条 交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)、交付対象者、交付金額および交付の対象となる経費は、別表に掲げるところによる。

(交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、草津市農地利用効率化等支援交付金交付申請書(別記様式第1号)とする。

2 交付金の交付を申請する者は、前項に規定する交付金交付申請書を提出するにあたって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(申請の取下げ)

第4条 規則第8条第1項に規定する申請を取り下げることができる期日は、交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(着手)

第5条 交付対象事業は、規則第4条の交付の決定が行われるまで着手してはならない。ただし、事業の円滑な実施を図るため交付の決定前に着手する必要がある、かつ、草津市農地利用効率化等支援交付金に係る交付決定前着手届（別記様式第2号）を市長に提出した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、交付の決定までに交付金の交付の申請を行った者が被った損失等については補償しない。

3 交付金の交付決定を受けた者（以下「交付対象事業者」という。）は、交付対象事業に着手したときは、速やかにその旨を草津市農地利用効率化等支援交付金に係る着手届（別記様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（状況報告および立入検査等）

第6条 市長は、交付対象事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者等に対して当該交付対象事業の遂行の状況に関し報告を求め、事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査し、または必要な指示をすることができる。

（交付対象事業の内容の変更）

第7条 交付対象事業者は、規則第6条の規定による決定の通知を受けた後において交付対象事業等の内容の変更（交付対象事業の完了後における成果物の変更を含む。）をする場合または交付対象事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、直ちに市長に草津市農地利用効率化等支援交付金変更承認申請書（別記様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

（交付金の交付）

第8条 市長は、交付金を規則第16条第2項に規定する概算払により交付することができるものとし、交付対象事業者はあらかじめ草津市農地利用効率化等支援交付金概算払請求書（別記様式第5号）により請求するものとする。

（完了）

第9条 交付対象事業者は、事業が完了した場合には、速やかにその旨を草津市農地利用効率化等支援交付金に係る完了届（別記様式第6号）により、市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第10条 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したときは、規則第13条の規定により、草津市農地利用

効率化等支援交付金実績報告書（別記様式第7号）を事業完了の日から起算して20日を経過した日または交付金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたり、当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付対象事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第8号）を市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（帳簿および書類の備付け）

第11条 交付対象事業者は、当該交付対象事業に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 交付対象事業者は、交付対象事業により整備された農産物の生産等に必要な機械または施設（以下「機械等」という。）について、財産管理台帳（別記様式第9号）を備え、これを適切に管理しなければならない。

3 第1項の帳簿および書類ならびに前項の財産管理台帳は、当該交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 交付対象事業者は、交付対象事業により取得し、または効用の増加した財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、または担保に供する場合は、草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または効用の増加した機械等の処分の承認申請書（別記様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合は、この限りではない。